

注釈・フランス家族法（13）

田 中 通 裕

目次

I	序説	(61巻3号)
II	民法典第1編第5章「婚姻」	(61巻3号, 4号, 62巻2号, 3号)
III	民法典第1編第13章「民事連帯協約及び内縁」	(62巻4号)
IV	民法典第1編第6章「離婚」	(63巻2号, 3号, 4号, 64巻1号)
V	民法典第1編第7章「親子関係」	(64巻2号, 3号, 4号)
VI	民法典第1編第8章「養親子関係」	
	第1節 完全養子縁組	
	第1款 完全養子縁組のために求められる要件	
	第2款 完全養子縁組のための託置及び完全養子縁組の判決	(以上, 本号)

VI 民法典第1編第8章「養親子関係」(De la filiation adoptive)

[1966年7月11日の法律第500号]

[一] 民法典第1編第8章の内容

民法典第1編第8章は、養親子関係 (filiation adoptive) について規定する。養親子関係は、養子縁組によって発生する。養子縁組には、「完全養子縁組」(adoption plénière) と「単純養子縁組」(adoption simple) が存在する。本章においては、第1節で「完全養子縁組」(343条～359条) が、第2節で「単純養子縁組」(360条～370条の2) が規定される。なお、2001年2月6日の法律は、本章に第3節「養親子関係に関する法律の抵触及び外国で言い渡された養子縁組のフランスでの効果」を追加した。

〔二〕 養子法の変遷

古代ローマでは、祭祀の継続を目的として養子制度が利用された。しかし、アンシャンレジーム期のフランスにおいては、養子制度はほとんど存在しなかったといわれる。ナポレオン法典は、ボナパルトの強い個人的影響のもとに、養子制度の導入を図った。ナポレオン法典は、第1編第8章に広義の養子制度として、「養子縁組」(adoption) (343条～360条) と「非公式後見」(tutelle officieuse) (361条～370条) の規定を置いた。しかし、その養子縁組においては、成年に達しないと養子になれないとされた(民法典原始規定346条)ほか、要件が厳格で手続も煩雑であった。また、その効果としては、養子は養親の家族には入らず実方にとどまるとされた。ナポレオン法典の養子縁組制度は、あまり利用されるどころとはならなかった。

やがて、第一次世界大戦が多くの戦争孤児を生み出した。そこで、1923年6月19日の法律が、未成年養子制度を創設し、縁組要件の緩和、手続の簡略化によって孤児の救済を図った。その後、1939年7月29日のデクレ・ロワが、実方との関係を断絶させる「断絶養子縁組」(adoption avec la rupture des liens familiaux) [養子は養親を相続し、相互に扶養する関係を有することになるが、養子と養親の血族との間には血族関係は発生しない] と、実親との関係が断絶するのみならず、養子が養親の嫡出子と同一の法的地位を取得する「養子準正」(légitimation adoptive) の二つの制度を新設した。その後の幾つかの部分的改正を経て、1966年7月11日の法律によって養子法の大改正がなされることになる。

1966年法は、養子縁組をそれまでの断絶養子縁組と養子準正を統一した「完全養子縁組」と「単純養子縁組」の二つの制度で構成し、前者を原則的形態とする(このような基本的構造は現行法に受け継がれている)。1966年法は、完全養子縁組について、これまでの養子準正の要件を緩和し、養子の年齢を15歳未満とする(それまでは7歳未満)(⇒345条)、婚姻していない者にも養親となることを認める(⇒343条の1)、養子となりうる子を①父母または家族会が養子縁組に同意している子②国の被後見子(pupille de l'État) ③遺棄の宣言(déclaration d'abandon)を受けた子とする(⇒347条)などの改正を行った。完全養子縁組により、「養子は養親の家族において、嫡出子と同一の権利及び

同一の義務を有する」(旧358条)ことになる(実方からは婚姻障害を除いて離脱する)。単純養子縁組については、養子は実方の家族にとどまりその相続権を保持するが(⇒364条)、(従来の普通養子縁組—1966年改正までの「断絶養子縁組」および「養子準正」を除く養子縁組—とは異なり)養親の家族に対して相続権を取得することとなった(旧368条)。

1966年法は、さらに1976年12月22日の法律、1996年7月5日の法律によって改正され、縁組要件が緩和された。その後も、養子法の改正が相次いでなされている。2001年2月6日の法律は、国際養子縁組に関する国際私法規定を民法典に導入した(本章第3節—370条の3～370条の5)。また、2002年1月22日の法律は、養子が出生に関する情報を取得する要件を規定する。さらには、2005年7月4日の法律が、1996年改正法を補完し、遺棄の宣言を容易化する、認可(agrément)(⇒353条の1)の手続を改善する、外国の子の養子縁組の候補者に助言や情報を与える機関(AFA=Agence française de l'adoption)を創設するなどの改正を行っている。

第1節 完全養子縁組(De l'adoption plénière)

本節は、3つの款から構成される。

第1款は、完全養子縁組の成立要件を規定する。ここでは、まず、養親に関する要件として、養親は「2年以上前から婚姻している又は双方が28歳以上の」(⇒343条)の夫婦であることなどが規定される(もっとも、「個人縁組」も可能である⇒343条の1)。次いで、養子に関する要件として、養子の年齢(⇒345条)、養子になりうる者(完全養子縁組適格者)(⇒347条)などが規定される。なお、養親と養子との間には、原則として15歳以上の年齢差が必要である(⇒344条)。

第2款は、完全養子縁組の手続を規定する。この手続には、2つの局面が存在する。その1つは準備的局面である「託置」(placement)(⇒351条、352条)であり、今1つは司法的局面である養子判決(⇒353条以下)である。なお、一定の子の完全養子縁組の場合(⇒353条の1)には、養親は子が託置される前に行政による「認可」(agrément)を得ておく必要がある。

第3款に規定されるのは、完全養子縁組の効果である。完全養子縁組は養子

とその元の家族との関係を完全に切断するのが原則であるが、元の家族との近親婚の禁止は存続する（⇒356条）。その他、養子の氏（⇒357条）、完全養子縁組の撤回不可能性（⇒359条）などが規定されている。

第1款 完全養子縁組のために求められる要件 (Des conditions requises pour l'adoption plénière)

第343条 (1996年7月5日の法律第604号) 養子縁組は、2年以上前から婚姻している、又は双方が28歳以上の、別居していない夫婦の双方によって請求されうる。

Art. 343 (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) L'adoption peut être demandée par deux époux non séparés de corps, mariés depuis plus de deux ans ou âgés l'un et l'autre de plus de vingt-huit ans.

[一] 本条は、完全養子縁組 (adoption plénière) における養親に関する成立要件を規定する。本条によれば、完全養子縁組が夫婦双方によって請求される場合には [完全養子縁組は、本条に規定される「夫婦縁組」 (adoption conjugale) に限定されず、「個人縁組」 (adoption individuelle) も可能である⇒343条の1]、夫婦が別居中でなく (別居判決を受けておらず)、婚姻期間が2年以上であることが要求される。内縁カップルや民事連帯協約 (PACS) を締結するカップルが、この形態の完全養子縁組を請求することは認められない。一定の婚姻期間が要求されるのは、立法者がそれを婚姻の安定性の保証としたためである (養親に嫡出卑属が存在しないことが要求された時期— [三] 参照—には、一定の婚姻期間は不妊を推定する役割をも果たした)。1966年7月11日の法律では5年以上の婚姻期間が要求されていたが、1996年法によって2年に短縮された。

[二] 2年以上の婚姻期間という要件は、夫婦双方が法定年齢の要件 (28歳⇒343条の1・1項) を満たしていれば必要ではない。この点は、5年未満 (1996年法による改正までは5年以上の婚姻期間が必要であった) の婚姻期間の夫婦双方が30歳 (1976年法による343条の1参照) に達していれば縁組を請
264 (514) 法と政治 65巻2号 (2014年8月)

求できることを認めた1982年5月5日の破毀院判決 (Civ. 1^{re}, 5 mai 1982, D. 1983. 227) を1996年法が立法化したものである。このような解決は、夫婦の各々は法定年齢に達していれば他方の同意を得て単独で縁組することができる (⇒343条の1) ことを理由として、学説によっても支持されていたところである。

[三] 1966年法においては原則として養親に嫡出卑属 (descendants légitimes) が存在しないことが要件とされていたが (旧345条の1), 1976年法によってこの要件は削除された。したがって、現行法上では、すでに実子 (ないしは養子) を有する者も養親となることができる。これらの実子 (ないしは養子) の同意は、要求されない。しかし、裁判官は、「養子縁組が家族生活を損なう性質をもつか否かを審査する」ことを求められる (⇒353条2項)。

第343条の1 ①養子縁組は、また、(1996年7月5日の法律第604号) «28歳»以上のすべての者によっても請求されうる。

②養親が婚姻しかつ別居していない場合には、その配偶者の同意が必要である。ただし、配偶者がその意思を表明することが不可能である場合には、その限りでない。

Art. 343-1 L'adoption peut être aussi demandée par toute personne âgée de plus de (L. n° 96-604 du 5 juill. 1996) «vingt-huit ans».

Si l'adoptant est marié et non séparé de corps, le consentement de son conjoint est nécessaire à moins que ce conjoint ne soit dans l'impossibilité de manifester sa volonté.

[一] 本条は、「個人縁組」(adoption individuelle) の成立要件を規定する。完全養子縁組は、前条に規定されるように夫婦双方が共同で請求する場合のみならず、本条に規定されるように28歳に達したすべての者が単独で請求することもできるのである (本条1項—「個人縁組」は実際には全体の約10%にすぎない)。嫡出性と婚姻の伝統的関係を切断して、このように一定の年齢に達すれば単独で養親となりうることを認めたのは、1966年7月11日の法律である。もっとも、1966年法では、35歳に達することが必要であった。その後、この年

齢は、1976年法では30歳に引き下げられ、さらに1996年法によって現行の28歳となった。この年齢は、請求の日が基準となる。なお、この年齢の要件は、配偶者の子を養子とする場合には要求されない（⇒343条の2）。

[二] 養親となる者が婚姻している場合には、別居中であるまたはその配偶者がその意思を表明することができない場合を除いて、その配偶者の同意を得なければならない（本条2項）。この同意は、自由に撤回することができない（348条の3・2項によって養子の親に認められる撤回の権利は配偶者によって与えられる同意には拡大されえない—Civ. 1^{re}, 2 déc. 1997, *Bull. civ.* I, n° 333）

第343条の2 （1976年12月22日の法律第1179号）前条に定められる年齢の要件は、配偶者の子の養子縁組の場合には要求されない。

Art. 343-2 (*L. n° 76-1179 du 22 déc. 1976*) La condition d'âge prévue à l'article précédent n'est pas exigée en cas d'adoption de l'enfant du conjoint.

前条によれば、単独で完全養子縁組を請求するためには28歳に達していることが必要とされるが、本条は、この年齢の要件はその配偶者の子を養子とする場合には必要でないことを規定する。この例外は、できるだけ早く子を再構成家族の中に組み込むことを可能にしようとする立法者の配慮である。

配偶者の子を養子とする場合には、養親と養子の間に必要な年齢差の要件も緩和される（⇒344条）。また、このような場合には、2歳未満の子の児童社会援助機関等への引渡しの要件は求められない（⇒348条の5）。なお、配偶者の子を完全養子とすることができる場合については、345条の1参照。

第344条 ①養親は、その者が養子縁組をしようとする子より15歳以上年長でなければならない。その子が養親の配偶者の子である場合には、要求される年齢差は、10歳にすぎない。

②（1976年12月22日の法律第1179号）《ただし、裁判所は、正当の理由がある場合には、年齢差が前項が定めるそれを下まわるときも、養子縁組を言い渡すことができる。》

Art. 344 Les adoptants doivent avoir quinze ans de plus que les enfants qu'ils se proposent d'adopter. Si ces derniers sont les enfants de leur conjoint, la différence d'âge exigée n'est que de dix ans.

(L. n° 76-1179 du 22 déc. 1976) «Toutefois, le tribunal peut, s'il y a de justes motifs, prononcer l'adoption lorsque la différence d'âge est inférieure à celles que prévoit l'alinéa précédent.»

本条は、完全養子縁組の成立要件に関して、養親と養子の間に15歳以上の年齢差が必要であることを規定する。実親子関係を擬製する養親子関係においても、実の親子らしい年齢差を求めようとするのがその趣旨である。立法論としては、このような最低年齢差のみならず、最高年齢差を設けることも考えられる。近年の養子法改正に際しては、最高年齢差を設けることが議論されたが、実現しなかった。

養子が配偶者の子である場合には、10歳以上の年齢差があれば可能である。正当な理由がある場合には、裁判所によって特例が認められることもある。

第345条 ①養子縁組は、少なくとも6カ月前から一人又は二人の養親の家庭に受け入れられてきた15歳未満の子のためにしか認められない。

②ただし、子が15歳以上であり、かつ養子縁組をするための法定要件を満たしていなかった者によってこの年齢に達する前に受け入れられていた場合、又は子がこの年齢に達する前に単純養子縁組の対象であった場合には、完全養子縁組は、その要件が満たされる場合には、(1996年7月5日の法律第604号)《子の未成年中及び成年に続く2年内に》請求されうる。

③養子が(1976年12月22日の法律第1179号)《13歳》以上である場合には、養子は、完全養子縁組に自ら同意しなければならない。

Art. 345 L'adoption n'est permise qu'en faveur des enfants âgés de moins de quinze ans, accueillis au foyer du ou des adoptants depuis au moins six mois.

Toutefois, si l'enfant a plus de quinze ans et a été accueilli avant d'avoir

atteint cet âge par des personnes qui ne remplissaient pas les conditions légales pour adopter ou s'il a fait l'objet d'une adoption simple avant d'avoir atteint cet âge, l'adoption plénière pourra être demandée, si les conditions en sont remplies, (L. n° 96-604 du 5 juill. 1996) «pendant la minorité de l'enfant et dans les deux ans suivant sa majorité».

S'il a plus de (L. n° 76-1179 du 22 déc. 1996) «treize ans», l'adopté doit consentir personnellement à son adoption plénière.

[一] 本条は、完全養子縁組における養子に関する成立要件を規定する。完全養子縁組においては、養子となる者は、少なくとも6カ月の間、養親の家庭に受け入れられてきた15歳未満の子である（本条1項）。民法典原始規定では、養子となる者は成年者であった（民法典原始規定346条）。しかし、多くの戦争孤児を生み出した第一次世界大戦の後、養子縁組は孤児に家庭を与えるために未成年者に開かれることになった（1923年法）。その後、1939年法によって導入された「養子準正」制度では、養子は5歳未満でなければならなかった（1958年12月23日オルドナンスによって7歳未満に引き上げられた）。しかし、1966年法は、養子の年齢に関する要件を大幅に緩和し、完全養子縁組における養子の年齢を15歳未満とした（単純養子縁組においては、養子の年齢は何歳であっても可能である⇒360条1項）。なお、この年齢は請求の日が基準となる。

[二] 本条1項が規定するように、完全養子縁組においては養子となる者は15歳未満でなければならないが、次のような二つの例外的な場合においては15歳以上であっても縁組が可能となる（本条2項）。①養子縁組の法定要件（たとえば、養親の年齢、婚姻期間の要件⇒343条、343条の1）を満たしていなかった者によって子が15歳になる前から受け入れられていた場合、②15歳になる前からすでに養親の単純養子であった場合。これらの場合であっても、養子縁組が請求されるのは、子が未成年である間である。もっとも、この点は、1996年の改正によって、未成年中のみならず「成年に続く2年内」であれば可能になった。

[三] 完全養子縁組の養子となる者は、13歳以上であれば本人としてその縁組に同意しなければならない（本条3項）。1966年法では「15歳」以上であっ

たが、1976年法で「13歳」に改正された（1966年法では単純養子縁組においても縁組に本人として同意するのは「15歳」以上であったが、1993年1月8日の法律によって完全養子縁組と同じ「13歳」以上となった⇒360条3項）。なお、この同意には、2カ月以内であれば撤回が可能であるとする規定（348条の3・2項）は適用されない⁽¹⁾。

第345条の1（1996年7月5日の法律第604号）配偶者の子の完全養子縁組は、（以下の場合に）許される。

- 一 子がこの配偶者に対してしか適法に確立された親子関係を有しないとき。
- 二 配偶者とは別の親が親権を全面的に取り上げられているとき。
- 三 配偶者とは別の親が死亡し、かつ1親等の直系尊属を残さなかったとき、又はそれらの者が明白に子に無関心であるとき。

Art. 345-1 (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) L'adoption plénière de l'enfant du conjoint est permise:

1° Lorsque l'enfant n'a de filiation légalement établie qu'à l'égard de ce conjoint;

2° Lorsque l'autre parent que le conjoint s'est vu retirer totalement l'autorité parentale;

3° Lorsque l'autre parent que le conjoint est décédé et n'a pas laissé d'ascendants au premier degré ou lorsque ceux-ci se sont manifestement désintéressés de l'enfant.

[一] 第345条の1は、1966年法のもとでは、原則として養親に嫡出卑属が存在しないことが完全養子縁組の要件である旨規定していた。この規定は、1976年法によって削除された。その後、345条の1は、1993年1月8日の法律によって、配偶者の子の完全養子縁組の要件に関して、次のように規定される

(1) 2010年12月22日の法律第1609号は、本条3項に次の文言を追加する。

《この同意は、第348条の3第1項に定められる形式に従って与えられる。この同意は、養子縁組の言渡しまでは何時でも撤回されうる。》

ことになった。「配偶者の子の完全養子縁組は、この子がこの配偶者に対してしか適法に確立された親子関係を有しないときのみ許される」。すなわち、完全養子縁組は、養親と同性の者との親子関係が存在しないという条件のもとにのみ可能とされたのである。したがって、夫は、子がその父に認知されていれば、妻の子を完全養子にすることができないこととなる。

1996年法は、1993年法による本条を現行規定のように改正し、配偶者の子の完全養子縁組の要件を緩和した。現行規定によると、親子関係が配偶者とは別の親に関しても確立していたとしても、2号または3号に規定される場合には、配偶者の子の完全養子縁組は可能となる。

[二] 本条2号の、「親権の全面的取上げ」については⇒378条以下参照。本条3号によれば、配偶者とは別の親が死亡し、かつ子が（死亡したのが父であれば父方の、母であれば母方の）祖父母を有しない（または祖父母が明白に子に無関心である）場合には、完全養子縁組が可能となる。

第346条 ①何人も、夫婦の双方によるのでない場合には、多数の者によって養子縁組をされえない。

②（1976年12月22日の法律第1179号）«ただし、養親又は養親双方の死亡の後であれ、養親双方のうちの生存者の新配偶者によって請求が提出される場合には養親の一方の死亡の後であれ、新しい養子縁組が言い渡される。»

Art. 346 Nul ne peut être adopté par plusieurs personnes si ce n'est par deux époux.

(*L. n° 76-1179 du 22 déc. 1976*) «Toutefois, une nouvelle adoption peut être prononcée soit après décès de l'adoptant, ou des deux adoptants, soit encore après décès de l'un des deux adoptants, si la demande est présentée par le nouveau conjoint du survivant d'entre eux.»

本条1項は、複数養親禁止の原則を宣言する。本条1項によれば、子は夫婦である2人による場合を除いて、2人以上の者によって同時に養子とされることはない。

本条2項は、一定の場合には新しい養子縁組（再縁組）が可能となることを規定する。本条2項は、1996年においては「ただし、養親又は養親双方が死亡した場合には、新しい養子縁組が言い渡されうる」と規定されるのみであったが、1976年法によって現行規定のように改正された。

第347条（以下の者が、）養子とされうる。

- 一 その者のために父母又は家族会が養子縁組に有効に同意した子
- 二 国の被後見子
- 三 第350条に定められる要件のもとに遺棄されたと宣言された子

Art. 347 Peuvent être adoptés :

1° Les enfants pour lesquels les père et mère ou le conseil de famille ont valablement consenti à l'adoption ;

2° Les pupilles de l'État ;

3° Les enfants déclarés abandonnés dans les conditions prévues par l'article 350.

[一] 本条は、完全養子縁組における養子になりうる者（完全養子縁組適格者）を規定する。本条は、それを次の3種類に分類する。①「父母又は家族会が養子縁組に同意した子」（1号）、②「国の被後見子（pupille de l'État）」（2号）、「遺棄の宣言（déclaration d'abandon）を受けた子」（3号）。とくに、1966年法が、「父母又は家族会が養子縁組に同意した子」を完全養子縁組の対象としたことが注目される。この改正により、かつての「養子準正」（本章の解説[二]参照）のもとではその対象とならなかった、父母が生存・存在している子であっても父母が同意した場合には完全養子縁組が認められることになった。これにより、完全養子縁組は原則化・一般化し、その縁組数も増加することになったといえよう。

[二] 「父母又は家族会が養子縁組に同意した子」 子が完全養子縁組の対象となることに同意することができるのは、子の父母（実親）である（父母が死亡している場合などは、家族会が同意権をもつ⇒348条の2）。子の祖父は、同意権をもたない。子の親子関係がその父および母に対して確立されてい

るときには、父母双方が同意しなければならない（⇒348条1項）。父母の婚姻同意と異なり（⇒148条）、父母の意見の不一致の場合に同意があったのと同一の効果が生じることはない。父母の一方が死亡しているなどの場合は、他方の同意で足りる（⇒348条2項）。

この同意の手続については⇒348条の3、348条の5参照。同意が撤回されうることについては⇒348条の3・2項参照。父母または家族会が子に同意を与えることを拒否したときに、裁判所が一定の場合にはその拒否を無視することができることについては⇒348条の6参照。

〔三〕「国の被後見子」 この「国の被後見子」は、「社会活動及び家族法典」(CASF=Code de l'action sociale et familles)において定義づけられている。同法典L. 224条の4によれば、次のような子が、「国の被後見子」である。①その親子関係が確立されていない又は不明で（主として、「匿名出産」で生まれた子である⇒326条）、かつ2カ月以上前から児童社会援助機関に引き取られている子、②2カ月以上前から親権者によって、又は6カ月以上前から一方の親によって（他方がこの期間内に負担を引き受ける意図を知らせることなく）、児童社会援助機関に明示的に引き渡された子、③尊属も資産もない、2カ月以上前から児童社会援助機関に引き取られている孤児、④その親が親権を失い、又は司法的に遺棄されたと宣言され、かつ児童社会援助機関に引き取られた子。「国の被後見子」の資格は、県の議長（président du conseil général）のアレテ（arrêté）によって付与される。「国の被後見子」の実親が自ら養子縁組に同意する場合は別として、養子縁組に同意するのは、その被後見子の家族会であることについては⇒349条参照。

〔四〕「遺棄の宣言を受けた子」 遺棄の宣言については⇒350条参照。

第348条 ①子の親子関係がその父及び母に対して確立されているときには、父母双方が養子縁組に同意しなければならない。

②父母の一方が死亡し、又はその意思を表明することができない場合、父母の一方がその親権の権利を失った場合には、他方の同意で足りる。

Art. 348 Lorsque la filiation d'un enfant est établie à l'égard de son père et

de sa mère, ceux-ci doivent consentir l'un et l'autre à l'adoption.

Si l'un des deux est mort ou dans l'impossibilité de manifester sa volonté, s'il a perdu ses droits d'autorité parentale, le consentement de l'autre suffit.

本条以下は、完全養子縁組に対する同意権者を規定する。子の親子関係がその父および母に対して確立している場合には、父母双方が同意しなければならない（本条1項）。父母の一方が死亡しているなどの場合は、他方の同意で足りる（本条2項）。したがって、本条2項によれば、生存配偶者が死亡親の家族（たとえば子の祖父母）から子を奪うことが可能になる。もっとも、裁判所は養子縁組を言い渡すことを義務づけられるわけではなく、子の利益に反すると判断すれば養子縁組の言渡しを拒否する（⇒353条）。

第348条の1 子の親子関係がその親の一方に対してしか確立されていないときには、その親が養子縁組に同意を与える。

Art. 348-1 Lorsque la filiation d'un enfant n'est établie qu'à l'égard d'un de ses auteurs, celui-ci donne le consentement à l'adoption.

前条1項によれば、子の親子関係がその父および母に対して確立されている場合には、父母双方が養子縁組に同意しなければならないが、本条によれば、子の親子関係がその父母の一方に対してしか確立していない場合には、前条2項の場合と同様に、父母の一方のみの同意で足りる。

第348条の2 ①子の父及び母が死亡し、若しくはその意思を表明できないとき、又は父及び母がその親権の権利を失った場合には、同意は、事実上子の世話をする者の意見を聞いた後に、家族会によって与えられる。

②子の親子関係が確立されていないときもまた、同様である。

Art. 348-2 Lorsque les père et mère de l'enfant sont décédés, dans l'impossibilité de manifester leur volonté ou s'ils ont perdu leurs droits d'autorité parentale, le consentement est donné par le conseil de famille, après

avis de la personne qui en fait prend soin de l'enfant.

Il en est de même lorsque la filiation de l'enfant n'est pas établie.

本条は、父母双方が死亡している場合（父母双方が意思を表明することができない、親権を取り上げられた場合も）、または親子関係が確立されていない場合には、家族会（conseil de famille）が同意することを規定する。

第348条の3 ①養子縁組への同意は、あるいは、同意する者の住所又は居所の小審裁判所の（1995年2月8日の法律第125号）《主任書記の面前で》、あるいは、フランスの又は外国の公証人の面前で、あるいは、フランスの外交又は領事にかかわる官吏の面前で与えられる。養子縁組への同意は、同様に、子が児童社会援助機関に引き渡されたときにはその機関によって受理されうる。

②養子縁組への同意は、（1996年7月5日の法律第604号）《2カ月》の間に撤回されうる。撤回は、養子縁組への同意を受理した者又は機関に送付される配達証明付き書留郵便によって行われなければならない。その親への子の引渡しは、口頭の請求に基づく場合であっても、同様に、撤回の証明の効力を有する。

③同意が（1996年7月5日の法律第604号）《2カ月》の期間の満了時に撤回されなかった場合でも、親は、子が養子縁組のために託置されなかったことを条件として、子の返還をなお請求することができる。子を引き取った者がその子を返すことを拒否する場合には、親は、裁判所に申し立てることができる。裁判所は、子の利益を考慮して、その返還を命じる必要があるか否かを判断する。返還は、養子縁組への同意を失効させる。

Art. 348-3 Le consentement à l'adoption est donné (*L. n° 95-125 du 8 févr. 1995*) «devant le greffier en chef» du tribunal d'instance du domicile ou de la résidence de la personne qui consent, ou devant un notaire français ou étranger, ou devant les agents diplomatiques ou consulaires français. Il peut également être reçu par le service de l'aide sociale à l'enfance lorsque l'enfant

lui a été remis.

Le consentement à l'adoption peut être rétracté pendant (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «deux mois». La rétractation doit être faite par lettre recommandée avec demande d'avis de réception adressée à la personne ou au service qui a reçu le consentement à l'adoption. La remise de l'enfant à ses parents sur demande même verbale vaut également preuve de la rétractation.

Si à l'expiration du délai de (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «deux mois» le consentement n'a pas été rétracté, les parents peuvent encore demander la restitution de l'enfant à condition que celui-ci n'ait pas été placé en vue de l'adoption. Si la personne qui l'a recueilli refuse de le rendre, les parents peuvent saisir le tribunal qui apprécie, compte tenu de l'intérêt de l'enfant, s'il y a lieu d'en ordonner la restitution. La restitution rend caduc le consentement à l'adoption.

[一] 本条は、完全養子縁組への同意の手續について規定する。完全養子縁組への同意は、本条1項に規定されるように、小審裁判所の主任書記などの面前で、公署証書 (acte authentique) によって与えられなければならない。しかし、子が児童社会援助機関に引き渡されているときには (2歳未満の子については必要である⇒348条の5)、その機関が同意を受理することができる。

[二] 本条2項は、養子縁組への同意が撤回されうることを規定する。子の実親は混乱のなかで養子縁組に同意することもあるので、一定の期間内に悔悟権を認めるのである。この期間は、1966年法では3カ月であったが、1996年法によって2カ月に短縮された。この期間は、同意が有効に与えられた場合にしか経過し始めない。撤回は、本条2項が規定する形式に従わなければならない。しかし、同意を与えた親に子が引き渡された場合には、このような形式は必要ではない—子の親への引渡しに同意撤回の証明となる—。

[三] 本条3項によれば、本条2項の規定する2カ月が経過しても、子の託置 (⇒351条) 前であれば、実親は子の返還を請求することが可能である。しかし、この場合には、裁判所は子の利益がこの返還を正当化するかどうかを判断しなければなら⁽²⁾ない。

第348条の4 (1996年7月5日の法律第604号) 父母又は家族会が、子を児童社会援助機関又は養子縁組のために許可を受けた組織に引き渡して、子の養子縁組に同意するときは、養親の選択は、国の被後見子の家族会又は養子縁組のために許可された組織の提案で組織される後見制度の家族会の合意を得た後見人に委ねられる。

Art. 348-4 (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) Lorsque les père et mère ou le conseil de famille consentent à l'adoption de l'enfant en le remettant au service de l'aide sociale à l'enfance ou à un organisme autorisé pour l'adoption, le choix de l'adoptant est laissé au tuteur avec l'accord du conseil de famille des pupilles de l'État ou du conseil de famille de la tutelle organisée à l'initiative de l'organisme autorisé pour l'adoption.

本条は、父母又は家族会が子を児童社会援助機関などに引き渡して、養子縁組に同意する場合における養親の選択について規定する。

第348条の5 養親と養子との間に6親等以内の血族又は姻族の関係が存在する場合は別として、2歳未満の子の養子縁組への同意は、子が児童社会援助機関又は(1996年7月5日の法律第604号)《養子縁組のために許可された組織》に実際に引き渡された場合でなければ有効ではない。

Art. 348-5 Sauf le cas où il existe un lien de parenté ou d'alliance jusqu'au sixième degré inclus entre l'adoptant et l'adopté, le consentement à l'adoption des enfants de moins de deux ans n'est valable que si l'enfant a été effectivement remis au service de l'aide sociale à l'enfance ou à (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «un organisme autorisé pour l'adoption».

本条は、2歳未満の子の養子縁組については、原則として(一定の場合を除

(2) 2010年12月22日の法律第1609号は、本条1項を次のように改正する。

《養子縁組への同意は、あるいは、フランスの又は外国の公証人の面前で、あるいは、フランスの外交又は領事にかかわる官吏の面前で与えられる。養子縁組への同意は、同様に、子が児童社会援助機関に引き渡されたときにはその機関によって受理される。》

き)子を児童社会援助機関(ないしは養子縁組のために許可された組織)に引き渡すことが義務づけられることを規定する。その立法趣旨は、幼児の闇取引を防止するところにある。

第348条の6 ①裁判所は、(2005年7月4日のオルドナンス第759号により削除)《嫡出及び自然の》親が子の健康又は精神を危うくするにもかかわらず子に無関心であるときに、それらの者又はその一方によって申し立てられた同意の拒否を濫用と判断する場合には、養子縁組を言い渡すことができる。

②家族会の同意の濫用的な拒否の場合も、同様である。

Art. 348-6 Le tribunal peut prononcer l'adoption s'il estime abusif le refus de consentement opposé par les parents (*Abrogé par Ord. n° 2005-759 du 4 juill. 2005*) «*légitimes et naturels*» ou par l'un d'entre eux seulement, lorsqu'ils se sont désintéressés de l'enfant au risque d'en compromettre la santé ou la moralité.

Il en est de même en cas de refus abusif de consentement du conseil de famille.

本条は、実親(または家族会)が子の養子縁組に同意することを拒否しても、裁判所が一定の条件のもとにその拒否を無視することができることを規定する。それが可能になる条件は、実親が子の健康または精神を危うくするにもかかわらず子に無関心であること、および同意の拒否が濫用となることである。親の無関心は、任意的(volontaire)でなければならない(Civ. 1^{re}, 19 juill. 1989, *JCP* 1990. II. 21443)。

第349条 その親が養子縁組に同意しなかった国の被後見子については、同意は、その被後見子の家族会によって与えられる。

Art. 349 Pour les pupilles de l'État dont les parents n'ont pas consenti à l'adoption, le consentement est donné par le conseil de famille de ces pupilles.

本条は、「国の被後見子」(⇒347条)について、その実親が養子縁組に同意した場合は別にして、養子縁組に同意するのはその被後見子の家族会であることを規定する。

- 第350条** ① (1996年7月5日の法律第604号, 2005年7月4日の法律第744号) 《その親が遺棄の宣言の請求の提出に先立つ1年の間明白に無関心であり, 個人, 施設又は児童社会援助機関によって引き取られた子は, 大審裁判所によって, 第4項の規定を妨げることなく, 遺棄されたものと宣言される。遺棄の宣言の請求は, 親が子に明白に無関心となってから1年の期間の満了時に, 子を受け入れた個人, 施設又は児童社会援助機関によって強制的になされる。》
- ② (1976年12月22日の法律第1179号) 愛情的つながりの維持に必要な関係を子との間で保たなかった親は, 明白に無関心であったものとみなされる。
- ③ 養子縁組への同意の単なる撤回, 消息の請求又は表明したが実行されなかった子を引き取る旨の意図は, 遺棄の宣言の請求の棄却を法律上当然に理由づけるに十分な関心の標識ではない。(1993年1月8日の法律第22号) 《これらの態度は, 第1項に規定される期間を中断しない。》
- ④ 遺棄は, 本条第1項に定められる期間中に家族の構成員の一人が子の負担を引き受けることを請求し, かつその請求が子の利益に合致すると判断される場合には, 宣言されない。
- ⑤ 裁判所は, 子が遺棄されたものと宣言するときには, 同一の裁判によって, 子についての親権の権利を児童社会援助機関, (1993年1月8日の法律第22号) 《子を引き取った又は子が委ねられた》施設又は個人に委譲する。
- ⑥ 第三者異議は, 子の同一性についての詐欺, 欺罔又は錯誤の場合にしか受理されえない。
- Art. 350** (L. n° 96-604 du 5 juill. 1996; L. n° 2005-744 du 4 juill. 2005)
 «L'enfant recueilli par un particulier, un établissement ou un service de l'aide sociale à l'enfance, dont les parents se sont manifestement désintéressés

pendant l'année qui précède l'introduction de la demande en déclaration d'abandon, est déclaré abandonné par le tribunal de grande instance sans préjudice des dispositions du quatrième alinéa. La demande en déclaration d'abandon est obligatoirement transmise par le particulier, l'établissement ou le service de l'aide sociale à l'enfance qui a recueilli l'enfant à l'expiration du délai d'un an dès lors que les parents se sont manifestement désintéressés de l'enfant.»

(*L. n° 76-1179 du 22 déc. 1976*) Sont considérés comme s'étant manifestement désintéressés de leur enfant les parents qui n'ont pas entretenu avec lui les relations nécessaires au maintien de liens affectifs.

La simple rétractation du consentement à l'adoption, la demande de nouvelles ou l'intention exprimée mais non suivie d'effet de reprendre l'enfant n'est pas une marque d'intérêt suffisante pour motiver de plein droit le rejet d'une demande en déclaration l'abandon. (*L. n° 93-22 du 8 janv. 1993*) «Ces démarches n'interrompent pas le délai figurant au premier alinéa.»

L'abandon n'est pas déclaré si, au cours du délai prévu au premier alinéa du présent article, un membre de la famille a demandé à assumer la charge de l'enfant et si cette demande est jugée conforme à l'intérêt de ce dernier.

Lorsqu'il déclare l'enfant abandonné, le tribunal délègue par la même décision les droits d'autorité parentale sur l'enfant au service de l'aide sociale à l'enfance, à l'établissement ou au particulier (*L. n° 93-22 du 8 janv. 1993*) «qui a recueilli l'enfant ou à qui ce dernier a été confié».

La tierce opposition n'est recevable qu'en cas de dol, de fraude ou d'erreur sur l'identité de l'enfant.

[一] 本条は、遺棄の宣言（déclaration d'abandon）について規定する（遺棄の宣言を受けた子が完全養子縁組適格者となることは⇒347条3号）。このように裁判所の判決によって子が遺棄されたと宣言される制度は、1966年法によって民法典に導入された。その後、この制度は、1976年、1993年、1996年および2005年と4度の改正を経て、現行規定に至っている。

〔二〕遺棄の宣言は、親がその子に対して一定期間（1年）明白に無関心であり、子が個人、施設または児童社会援助機関によって引き取られている場合に、子を受け入れた個人・施設・機関の請求に基づき大審裁判所によってなされる。本条1項によれば、遺棄が宣言されるためには、次の3つの要件が充足される必要がある。(1)「明白な無関心」(*désintéret manifeste*)、(2)「1年の期間」、(3)「無関心の任意的性質」。

(1)「明白な無関心」 「明白な無関心」の意義を明確にするために、1976年12月22日の法律は、本条2項にそれを「愛情的つながりの維持に必要な関係を子との間で保たなかった」ことであると特徴づける（本条3項も「明白な無関心」の明確化を試みるものである）。しかし、親が子に対して明白に無関心であるのかどうかの判断は、必ずしも容易ではない。判例によれば、親が子にプレゼントや手紙を送付するだけでは、遺棄の宣言の請求を当然に棄却しない（*Civ. 1^{re}*, 6 mars 1985, *Bull. civ. I*, n° 88）。親が無関心であることの立証責任は、遺棄の宣言の請求者に課せられる。

(2)「1年の期間」 遺棄が宣言されるためには、親が「請求の提出に先立つ1年の間」明白に無関心であったことが必要である（本条3項に規定される親の態度は1年の期間を中断しない）。判例は、「請求の提出後に親によって表明された関心の標識は考慮する必要はない」と繰り返し述べている（*Civ. 1^{re}*, 15 nov. 1994, *Bull. civ. I*, n° 329. など）。また、判例によれば、たとえ請求の提出前に1年以上の無関心が続いたとしても、それが請求の提出時に継続していなければならない（*Civ. 1^{re}*, 3 fevr. 1971, *D.* 1971. 627）。

(3)「無関心の任意的性質」 判例によれば、遺棄が宣言されるためには、無関心が任意的（*volontaire*）でなければならない。裁判所は、無関心が任意的かどうかを判断するために、親が子との関係を維持することができる状態にあったかどうかを確認しなければならないのである。無関心が任意的でないこと（精神的・肉体的健康状態や雇用状況のために子との関係が維持できなかったこと）は、親によって立証されなければならない。

なお、本条1項には、「親の大きな苦しみの場合には別として」との文言が存在していたが、長期にわたる親の無関心の場合に子の縁組を容易にするために2005年法によって削除された。2005年法は、血縁関係よりも子が養方家族のな

280(530) 法と政治 65巻2号 (2014年8月)

かで見出すことができる精神的・愛情的安定性を優先させた、ということができよう。

[四] 遺棄の宣言の主たる効果は、子を完全養子縁組の養子になりうる者（完全養子縁組適格者）とすることである（⇒347条）。また、本条5項によれば、遺棄を宣言するときは、裁判所は同一の判決によって親権を施設または個人に委譲する。

しかし、遺棄の宣言がなされても、子が養子縁組のために託置の対象とならない限り、（裁判官が子の利益であると判断すれば）子は実親に返還されうる。養子縁組のための託置のみが子の元の家族への返還を妨げるのである（⇒352条—351条3項も参照）。

第2款 完全養子縁組のための託置及び完全養子縁組の判決 (Du placement en vue de l'adoption plénière et du jugement d'adoption plénière)

第351条 ①養子縁組のための託置は、その者のために有効かつ確定的に養子縁組への同意がなされた子、国の被後見子、又は裁判によって遺棄されたものと宣言された子の、将来の養親への実際の引渡しによって実現される。

②子の親子関係が確立されていないときには、子の引取りから起算して（1996年7月5日の法律第604号）≪2カ月≫の期間内は、縁組のための託置は行われえない。

③託置は、親が子の返還を請求したときは、任意の当事者の請求によってこの請求の妥当性について裁判が行われえない限り、行われえない。

Art. 351 Le placement en vue de l'adoption est réalisé par la remise effective aux futurs adoptants d'un enfant pour lequel il a été valablement et définitivement consenti à l'adoption, d'un pupille de l'État ou d'un enfant déclaré abandonné par décision judiciaire.

Lorsque la filiation de l'enfant n'est pas établie, il ne peut y avoir de placement en vue de l'adoption pendant un délai de (*L. n° 94-604 du 5 juill. 1996*)

«deux mois» à compter du recueil de l'enfant.

Le placement ne peut avoir lieu lorsque les parents ont demandé la restitution de l'enfant tant qu'il n'a pas été statué sur le bien-fondé de cette demande à la requête de la partie la plus diligente.

[一] 本条は、完全養子縁組のための「託置」(placement)について規定する。完全養子縁組の手続には、準備的局面であるこの託置と司法的局面である養子縁組判決(⇒353条以下)が存在する。

託置とは、養子になりうる者(⇒347条)が児童社会援助機関または養子縁組のために許可された組織によって将来の養親に正式に引き渡されることである。2歳以上の子については、実親が養子縁組に同意したときに、実親から直接、将来の養親に引き渡されていることもある(⇒348条の5参照)。

本条1項が「確定的に」と規定するのは、養子縁組に対する同意が有効になされても悔悟権(⇒348条の3)を行使することができる限りは託置が行われないからである。

[二] 本条2項によれば、子の親子関係が確立されていないときには、子の引取りから「2カ月」(1996年法による改正までは「3カ月」であった)が経過する前に託置は生じない(この期間中に、生みの親は子を取り戻すことができる)。

第352条 ①養子縁組のための託置は、子の元の家族へのあらゆる返還を妨げる。託置は、親子関係のあらゆる宣言及びあらゆる認知を斥ける。

②養子縁組のための託置が消滅する場合、又は裁判所が養子縁組を言い渡すことを拒否する場合には、この託置の効果は、遡及的に解消される。

Art. 352 Le placement en vue de l'adoption met obstacle à toute restitution de l'enfant à sa famille d'origine. Il fait échec à toute déclaration de filiation et à toute reconnaissance.

Si le placement en vue de l'adoption cesse ou si le tribunal a refusé de prononcer l'adoption, les effets de ce placement sont rétroactivement résolus.

〔一〕本条1項は、養子縁組のための託置の効果について規定する。託置の主たる効果は、子の元の家族への返還を妨げることである。実親からの返還を禁止して、将来の養親に必要な法的安定性を保障するものである。しかし、託置によって子と元の家族との法的関係が解消されるわけではない（それは養子縁組判決によってのみ生じる）。あらゆる親子関係の宣言・認知を妨げることも、託置の効果である。

なお、親権を取り上げられた親権者の親権回復の請求が、その申請の提出前に子が養子縁組のために託置されたときには受理されないことについては⇒381条参照。

〔二〕託置がその効力を生じるためには、適法でなければならない。「A男によって出生前に認知された子Bが、その母の匿名出産（accouchement sous X）（⇒326条）によって生まれた後、完全養子縁組のために託置されることになったが、AがBの返還を求めた」事案について、原審であるナンシー控訴院が養子縁組のための託置はAへのBの返還を妨げるとしてAの請求を否定したのに対し、破毀院は、認知を知っていた国の被後見子の家族会が有効に養子縁組に同意することはできないこと、有効な同意がなく適法ではない託置には効力がないことなどを理由にして、控訴院判決を破毀する（Civ. 1^{re}, 7 avr. 2006, D. 2006. IR. 1065）。

第353条 ①養子縁組は、養親の申請に基づいて大審裁判所によって言い渡される。大審裁判所は、法律の要件が満たされているか否か及び養子縁組が子の利益に合致しているか否かを（1993年1月8日の法律第22号）《裁判所の訴訟係属から起算して6カ月の期間内に》審査する。

②（1976年12月22日の法律第1179号）《養親が直系卑属を有する場合には、裁判所は、更に、養子縁組が家族生活を損なう性質をもつか否かを審査する。》

③養親が子をその養子縁組のために適法に引き取った後に死亡する場合には、申請は、養親の生存配偶者又は相続人の一人によって、養親の名において提出されうる。

④ (1996年7月5日の法律第604号) «子がその養子縁組のために適法に引き取られた後に死亡する場合でも、申請は提出されうる。判決は、その死亡の前日に効力を生じ、子の身分の変更のみをもたらす。»

⑤養子縁組を言い渡す判決には、理由は付されない。

Art. 353 L'adoption est prononcée à la requête de l'adoptant par le tribunal de grande instance qui vérifie (*L. n° 93-22 du 8 janv. 1993*) «dans un délai de six mois à compter de la saisine du tribunal» si les conditions de la loi sont remplies et si l'adoption est conforme à l'intérêt de l'enfant.

(*L. n° 76-1179 du 22 déc. 1976*) «Dans le cas où l'adoptant a des descendants, le tribunal vérifie en outre si l'adoption n'est pas de nature à compromettre la vie familiale.»

Si l'adoptant décède, après avoir régulièrement recueilli l'enfant en vue de son adoption, la requête peut être présentée en son nom par le conjoint survivant ou l'un des héritiers de l'adoptant.

(*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «Si l'enfant décède après avoir été régulièrement recueilli en vue de son adoption, la requête peut toutefois être présentée. Le jugement produit effet le jour précédant le décès et emporte uniquement modification de l'état civil de l'enfant.»

Le jugement prononçant l'adoption n'est pas motivé.

[一] 完全養子縁組の手続には、準備的局面である託置 (⇒351条, 352条) と司法的局面である養子縁組判決の2つが含まれるが、本条はその后者について規定する。完全養子縁組は、大審裁判所の判決によって成立する。申請は、養親によってなされる。実親からの申請は、認められない。なお、養子縁組の手続については、民事訴訟法典1166条以下にも規定されている。

大審裁判所は、養子縁組の要件が充足されているか、とりわけ養親が確固たる意思を有しているかを審査する。養親は、養子縁組判決が確定するまでは、その申請を取り下げることができる。また、大審裁判所は、養子縁組が子の利益に合致しているかを審査しなければならない。養子縁組が養親や実親の利益ではなく子の利益に合致しなければならないことは、養子縁組制度の真の性質

を表す基本的条件である（児童の権利条約21条1項参照）。裁判所は、養子縁組が子の利益に反すると判断すれば、養子縁組の言渡しを拒否する。裁判官は、子の利益に反するか否かの評価について自由裁量権を有する。制度の本来の趣旨とは異なる目的で養子制度を利用する場合には、養子縁組が子の利益に反すると判断されよう。たとえば、自然子の父の認知を妨げるための養子縁組である（Bordeaux, 21 janv. 1988. *D.* 1988. 453）。しかし、不法滞在の外国籍の子どもが国外追放されることを避けようとする意図は養子縁組の本来の目的と相容れないとはいえない（Civ. 1^{re}, 14 mai 1996, *RTDC.* 1996. 597）。なお、フランスでは代理母契約は無効であり、判例は代理母から生まれた子を依頼者たる女性の完全養子とすることも認めない（Ass. plén., 31 mai 1991, *JCP* 1991. II. 21752; Civ. 1^{re}, 9 déc. 2003, *RTDC.* 2004. 75）。

[二] 本条2項によれば、裁判所は、実親が直系卑属を有する場合には、養子縁組が家族生活を損なう性質をもつか否かをも審査しなければならない。かつては「嫡出卑属（descendants légitimes）の不存在」が完全養子縁組の要件として課せられていた（共和国大統領の免除は可能であった—1966年法による345条の1）。1976年法がこの要件を撤廃するが、それに代わってこのような規定が設けられるに至った。

[三] 本条3項は、養親の死亡後に言い渡される養子縁組が可能であることを規定する。本条3項によれば、養親が子を引き取った後、申請の前に死亡した場合には、養親の生存配偶者または相続人の1人が養親の名において申請を提出することができる。しかし、養子縁組は申請の提出の日から効力を生じるのであり（⇒355条）、相続の効果は発生しない。養親が申請の提出後に死亡した場合は、そのまま手続が進行し、養子縁組は申請の提出の日から効力を生じる（したがって、相続の効果は発生する）。

判例は、「相続人」を厳格に解し、包括受遺者（*légataire universel*）が死者の名で申請を提出することを認めない（Civ. 1^{re}, 17 mars 2010, *Bull. civ.* I, n° 65—単純養子縁組のケース）。

[四] 1996年法は、本条4項において、子が養子縁組のために適法に引き取られた後に死亡した場合にも、死亡した子を養子とする縁組が可能であることを規定する。

養子縁組を言い渡す判決には理由は付されないが（本条5項）、養子縁組を拒否する判決には理由が付されなければならない。裁判所は、完全養子縁組を言い渡すまたはそれを拒否することのほか、申請者の同意を得て単純養子縁組を言い渡すこともできる（民事訴訟法典1173条）。

第353条の1（1996年7月5日の法律第604号）①国の被後見子の、（2002年1月22日の法律第93号）《養子縁組のために許可された組織に引き渡された子の、》又は養親の配偶者の子ではない外国の子の養子縁組の場合には、裁判所は、養子縁組を言い渡す前に、一人又は二人の申請者が養子縁組をするために認可を得ているか、又はそれを免除されているかを審査する。

②認可が拒否された場合、又は認可が法定期間内に交付されなかった場合でも、裁判所は、申請者が子を受け入れることに適し、かつ養子縁組が子の利益に合致すると評価する場合には、養子縁組を言い渡すことができる。

Art. 353-1 (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) Dans le cas d'adoption d'un pupille de l'État (*L. n° 2002-93 du 22 janv. 2002*) «, d'un enfant remis à un organisme autorisé pour l'adoption» ou d'un enfant étranger qui n'est pas l'enfant du conjoint de l'adoptant, le tribunal vérifie avant de prononcer l'adoption que le ou les requérants ont obtenu l'agrément pour adopter ou en étaient dispensés.

Si l'agrément a été refusé ou s'il n'a pas été délivré dans le délai légal, le tribunal peut prononcer l'adoption s'il estime que les requérants sont aptes à accueillir l'enfant et que celle-ci est conforme à son intérêt.

[一] 本条の規定する一定の子の完全養子縁組については、将来の養親は、子とその家庭に託置されるためには、（行政による）「認可」（agrément）を得ていなければならない。裁判所は、申請者がこの認可を得ているかどうかを審査しなければならない（本条1項）。

[二] 「認可」は、養子縁組の候補者が子に良好な精神的かつ物質的環境を提供できるかの調査の後に県会議長（président du conseil général）によって

交付される（社会活動及び家族法典 L. 225条の2）。認可の拒否の場合にはその理由が付されなければならない、拒否に対して行政裁判機関に訴えを提起して争うことができる。認可は、養子縁組の候補者の性的・宗教的指向に基づく理由から拒否されてはならない。もっとも、コンセイユ・デタ（Conseil d'État）は、「エホバの証人」（Témoins de Jéhovah）の信者への認可について、その宗教への帰属ではなく、とりわけ輸血の拒否というその実践による子の危険を理由とする拒否を正当とする（CE, 24 avr. 1992, *D.* 1993. 234）。なお、ヨーロッパ人権裁判所は、同性愛の女性に対する認可の拒否をヨーロッパ人権条約に違反するとしてフランスを非難する（CEDH, 22 janvier 2008, *JCP* 2008. II. 10071）。

第353条の2 養子縁組の判決に対する第三者異議は、養親の責に帰せられる詐欺又は欺罔の場合にしか受理されえない。

Art. 353-2 La tierce opposition à l'encontre du jugement d'adoption n'est recevable qu'en cas de dol ou de fraude imputable aux adoptants.

本条は、養親家族と実親家族との紛争が頻発すること避けるために、養子縁組の判決に対する第三者異議が一定の場合に制限されることを規定する。有名な「ノヴァク（Novack）事件」（Civ., 6 juill. 1960, *D.* 1960. 510）の影響を受けて、1966年法が導入した規定である。

第354条 ①完全養子縁組を言い渡す判決は、それが既判力を生じる日から15日以内に、共和国検事の申請によって、養子の出生地の身分登録簿に謄記される。

②（1996年7月5日の法律第604号）≪養子が外国で出生したときは、判決は外務省の身分本局の登録簿に謄記される。≫

③謄記は、出生の日、時刻及び場所、子の性別並びに養子縁組の判決から生じるその（2002年3月4日の法律第304号）≪氏及び≫名、一人又は二人の養親の名、氏、出生の日付及び場所、職業及び住所を挙示する。謄記は、子の真の親子関係に関するいかなる表示も含まない。

④ 謄記は、養子に対して出生証書の代わりをする。

⑤ (1996年7月5日の法律第604号) ≪フランスの身分吏によって保持される元の出生証書、及び必要がある場合には≫第58条の適用によって作成された出生証書は、共和国検事の請求により「養子縁組」の記載を与えられ、無効とみなされる。

Art. 354 Dans les quinze jours de la date à laquelle elle est passée en force de chose jugée, la décision prononçant l'adoption plénière est transcrite sur les registres de l'état civil du lieu de naissance de l'adopté, à la requête du procureur de la République.

(*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «Lorsque l'adopté est né à l'étranger, la décision est transcrite sur les registres du service central d'état civil du ministère des affaires étrangères.»

La transcription énonce le jour, l'heure et le lieu de la naissance, le sexe de l'enfant ainsi que ses (*L. n° 2002-304 du 4 mars 2002*) «nom de famille et» prénoms, tels qu'ils résultent du jugement d'adoption, les prénoms, noms, date et lieu de naissance, profession et domicile du ou des adoptants. Elle ne contient aucune indication relative à la filiation réelle de l'enfant.

La transcription tient lieu d'acte de naissance à l'adopté.

(*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «L'acte de naissance originaire conservé par un officier de l'état civil français et, le cas échéant,» l'acte de naissance établi en application de l'article 58 sont, à la diligence du procureur de la République, revêtus de la mention «adoption» et considérés comme nuls.

本条は、完全養子縁組の公示などについて規定する。